

## 赤穂市 保育施設利用調整基準表

### 基本点数

1. 就労		父	母	
外勤・内勤（被雇用）	就労日数 20日以上	就労時間 7時間以上	28	28
		〃 5時間以上7時間未満	25	25
		〃 4時間以上5時間未満	22	22
	就労日数 18～19日	就労時間 7時間以上	25	25
		〃 5時間以上7時間未満	22	22
		〃 4時間以上5時間未満	19	19
就労日数 16～17日	就労時間 7時間以上	22	22	
	〃 5時間以上7時間未満	19	19	
	〃 4時間以上5時間未満	16	16	
自宅外 自営中心者	就労日数 20日以上	就労時間 7時間以上	28	28
		〃 5時間以上7時間未満	25	25
		〃 4時間以上5時間未満	22	22
	就労日数 18～19日	就労時間 7時間以上	25	25
		〃 5時間以上7時間未満	22	22
		〃 4時間以上5時間未満	19	19
就労日数 16～17日	就労時間 7時間以上	22	22	
	〃 5時間以上7時間未満	19	19	
	〃 4時間以上5時間未満	16	16	
自宅外 自営協力者	就労日数 20日以上	就労時間 7時間以上	22	22
		〃 5時間以上7時間未満	19	19
		〃 4時間以上5時間未満	16	16
	就労日数 18～19日	就労時間 7時間以上	20	20
		〃 5時間以上7時間未満	17	17
		〃 4時間以上5時間未満	14	14
就労日数 16～17日	就労時間 7時間以上	18	18	
	〃 5時間以上7時間未満	15	15	
	〃 4時間以上5時間未満	12	12	
自宅内 自営中心者	就労日数 20日以上	就労時間 7時間以上	24	24
		〃 5時間以上7時間未満	22	22
		〃 4時間以上5時間未満	19	19
	就労日数 18～19日	就労時間 7時間以上	19	19
		〃 5時間以上7時間未満	17	17
		〃 4時間以上5時間未満	14	14
就労日数 16～17日	就労時間 7時間以上	14	14	
	〃 5時間以上7時間未満	12	12	
	〃 4時間以上5時間未満	9	9	
自宅内 自営協力者・内職	就労日数 20日以上	就労時間 7時間以上	17	17
		〃 5時間以上7時間未満	15	15
		〃 4時間以上5時間未満	12	12
	就労日数 18～19日	就労時間 7時間以上	15	15
		〃 5時間以上7時間未満	13	13
		〃 4時間以上5時間未満	10	10
就労日数 16～17日	就労時間 7時間以上	13	13	
	〃 5時間以上7時間未満	11	11	
	〃 4時間以上5時間未満	8	8	

2. 妊娠・出産			母	
			25	
3. 保護者の疾病・障害		父	母	
入院		30	30	
居宅内	常時病臥、障害1～2級で保育が困難	28	28	
	障害3～6級で保育が困難	24	24	
	通院／ 一般療養	15日以上	20	20
		9～14日	10	10
4～8日		5	5	
4. 親族の介護・看護		父	母	
入院付添（入退院時のみ付き添いは除く）		25	25	
護疾・ 病等 看護介	居室内	要介護5相当(寝たきり)の介護	25	25
		要介護3～4相当の介護	20	20
		要介護1～2相当の介護	10	10
介障 護が 等しい		障害者(1級)介護	25	25
		障害者(2～3級)介護	20	20
		障害者(4～6級)の介護	10	10
5. 災害復旧		父	母	
家屋等の災害		30	30	
6. 求職活動中		父	母	
		5	5	
7. 就学(職業訓練)		父	母	
通学・職業訓練	週5日以上	13	13	
	週4日 または通信制	10	10	
8. その他 児童福祉の観点から保育の必要性が高い		父	母	
虐待やDVのおそれ 別途内容相談の上、加点		※	※	
育児休業前に保育施設利用しており育児休業取得後も引き続き保育が必要		※	※	
その他 要保護等支援が必要		※	※	

### 優先利用・利用調整点数

単身赴任	2	
母子・父子家庭・祖父母等養育家庭	15	
生活保護世帯(就労で自立を目指す場合に限り)	5	
児童本人の障がい	1級～2級・療育手帳A	10
	3級～6級・療育手帳B	8
育児休業明け(再就職を除く)	5	
育児休業明け(申込期間の育休期間延長を希望)	-20	
きょうだい同時利用希望・きょうだい利用中、もしくは多子世帯	5	
保育所等を利用中(前年度第1希望・兄弟利用施設への移行希望)	5	
同居の祖父母(65歳以下)の保育協力可能	-5	
同一敷地に居住する祖父母(65歳以下)の保育協力可能	-4	
同一中学校区に居住する祖父母(65歳以下)の保育協力可能	-3	
申込児童以外の在宅 児童がいる	同居者が保育	-2
	別居者が保育	-1
フルタイム保育士として市内施設に勤務	10	
利用申込み時に保育料を滞納している世帯	-5	
その他特に考慮すべき事情がある場合	※	

### 点数が同じ場合の優先順位

1	当該保育所の希望順位が高い。
2	別居している祖父母住所と自宅の距離が離れている。
3	基本点数が高い。
4	市内・近接地(隣接する市町)以外の勤務先である。
5	自宅から勤務地までの直線距離が長い。
6	子どもの人数が多い。
7	前年度の市区町村民税額が低い。

### 点数計

基本点数(1人当たり点数)	優先・調整点数	合計点数